

市民活動を 応援します!



平成30年度 白井市

市民団体活動支援補助金

活動促進型・活動発展型 【募集要項】



<募集期間>

平成30年2月15日(木)~平成30年3月20日(火)

※採択は平成30年度の当補助金の予算の議決が前提となります。

<問い合わせ先・申請書類提出先>

白井市役所 市民経済部 市民活動支援課 担当:自井、松岡

〒270-1492 白井市復 1123

電話: 047-492-1111 (内線 3246) FAX: 047-491-3554

http://www.city.shiroi.chiba.jp

市民団体活動支援補助金

検索

目次

1. 制度の目的 ・・・・・・・・ 1
2. 申請できる対象団体 ・・・・・・・・ 1
3. 補助対象となる事業 ・・・・・・・・・ 1
4. 補助金の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・ 2
5. 補助対象となる経費・ならない経費・・・・・・・・・ 3
6. 申請に関する説明会等 ・・・・・・・・・ 4
7. 申請書類の提出 ・・・・・・・・・・・・・ 4
8. 審査方法 ・・・・・・ 5
9. 審査内容 ・・・・・・・・・・・ 6
10. 公開プレゼンテーション ・・・・・・・・・ 7
11. 審査結果の通知 ・・・・・・・・・・・・ 7
12. 補助金の手続きと報告 ・・・・・・・・・・・・ 7、8
13. 情報公開 ・・・・・・・・・・・・・・ 8
14. 補助金手続きの流れ ・・・・・・・・・・・・ 9
15. 申請書類の作成・提出の確認ポイント ・・・・・・・10

1. 制度の目的

より豊かな市民生活と地域社会を創っていくため、公益活動へのきっかけづくりや活動しやすい環境づくり等の支援がより一層求められています。

白井市では、市民団体の自立の促進を支援するとともに、公益活動の活性化により地域課題の解決を図り、市民主体のまちづくりと活力ある地域社会の実現を目指すため、市民団体の公益活動に必要な経費の一部を補助します。

2. 申請できる対象団体

申請できる団体は、申請時点において次のすべてを満たしている市民団体です。

- ●公益活動を行っている、またはこれから公益活動を行うこと。 ※補助金の種類によって要件が異なります。(次頁参照)
- ●白井市内に活動拠点を持ち、主たる活動範囲が市内であること。
- 5 人以上で構成し、その 2 分の 1 以上が市内在住、在勤、在学していること。
- ●団体運営に関する定款、規約、会則のいずれかを有すること
- ●事業計画を有し、適切な会計(決算)処理が行われていること。
- ●宗教活動または政治・選挙活動を目的としていないこと。
- ●暴力団または暴力団の構成員の統制下にある団体ではないこと。

3. 補助対象となる事業

補助対象となる事業は、次の要件をすべて満たすものとします。

- ① 申請できる対象団体が実施する、市内で行われる公益活動
- ② 平成30年4月1日から平成31年3月31日の間に実施される事業
- ※国、県、市等から他に補助金等の財政的な支援を受けている、又は受ける予定 の事業は対象外とします。

公益活動とは・・・

不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与することを目的として、自主的かつ自発的に行う活動

<申請事業の一例>

- ・子ども、子育て世代、高齢者、障がい者等への支援事業、交流事業、啓発事業
- ・地域の防災力、防犯力、安全力を高める事業・・地域のつながりを創出する事業
- ・地域のコミュニティを活性化する事業・健康づくり、介護予防、スポーツを推進する事業
- ・環境保全や環境美化に関する事業・文化、芸術、音楽を推進する事業
- ・地域の教育力を高める事業・社会教育を推進する事業
- ・地域の特色や資源を生かし魅力や賑わいを創出する事業
- ・まちづくりに関する事業 ・国際化や国際協力を推進する事業等

単に自己の教養や趣味を深めることを目的とするものや、構成員相互の利益を目的としているもの、 親睦のみの活動は除外します。

4. 補助金の種類

補助金の種類は**「活動促進型」**と**「活動発展型」**があり、団体要件と対象事業により補助金額や補助率の上限等が異なります。

申請できるのは、同年度内に1団体につき1事業までとなります。

タイプ	活動促進型	活動発展型
団体 要件	公益活動を行っている、又はこれ から公益活動を行おうとする市民 団体	1年以上継続して公益活動を行って いる市民団体
対象 事業	公益性があり団体の活動を促進さ せる事業	公益性が高く地域課題の解決を目指 し団体の活動を発展させる事業
補助 金額	7万円以内	25万円以内
補助 回数	1団体1回のみ	同一事業につき3回まで (5年間のうち)
補助率 の上限	補助対象経費の90%	1回目…補助対象経費の80% 2・3回目…補助対象経費の50%
補助 期間	1:	年間

<補助金の計算方法>

補助金は下記のA、B、Cのいずれかで最も低い額となります。

	活動促進型	活動発展型			
Α	補助対象経費×90%	1回目…補助対象経費×80% 2・3回目…補助対象経費×50%			
В	補助対象経費ー補助事業の収入見込み額	補助対象経費ー補助事業の収入見込み額			
С	補助上限額 7万円	補助上限額 25万円			

補助対象経費はP3にてご確認ください。

■平成28年度以前に市民団体活動支援補助金(活動立上型・活動支援型)を受けた団体の申請について

活動促進型		活動発展型		
活動立上型の補助を 受けた団体	申請不可	申請可		
二 申請不可		過去と同事業の場合…申請不可 過去と異なる事業の場合…申請可		

■平成29年度の市民団体活動支援補助金(活動発展型)を受けた団体が同一事業で申請した場合、2回目の申請とみなし、補助率の上限は50%となります。

5. 補助対象となる経費・ならない経費

(1)補助対象となる経費

補助対象となる経費は、申請事業の実施に直接必要な経費です。

費目	対象となる経費
報償費	外部講師・指導者等の謝礼金 等
旅費	外部講師・指導者等の交通費、会議等の交通費 等
消耗品費•原材料費	事務用品、材料費、食材費 等 (1点1万円未満のもの)
食糧費	外部講師・指導者等の昼食代、イベント等に必要な茶菓代等
印刷製本費 (要見積書)	ポスター、チラシ、会議資料等の印刷費・コピー代 等
通信運搬費	資料等の郵送料、備品等の運搬費 等
保険料	市民活動保険の対象とならない講師・参加者等への保険 等
使用料•賃借料	会議室・施設等の会場使用料、機器・機材・車両等の借上料、 有料道路・駐車場の使用料 等
燃料費	機材・車両等の燃料費 等
委託料 (要見積書)	団体では対応できない専門的な知識・技術等を要する業務の委 託料、会場設営費、警備費 等
備品購入費 (要見積書)	必要不可欠と認められる機材等の購入費(1点1万円以上のもの) (補助申請額の80%以内の金額)

(2)補助対象とならない経費

補助対象とならない経費は次のとおりです。あくまでも例示ですので、他にも 認められない経費となる場合もあります。

- ①申請事業に直接関わらない経費
- ②団体を維持・運営するための経費

団体の事務所等の家賃や光熱費、団体の経常的な活動に要する経費(事務費、会報印刷費 等)、通信費(電話、FAX、インターネット接続料等)、申請事業に関わる経費であっても団体を維持・運営するための経費と区別できないもの

- ③団体構成員の人件費、謝礼金、飲食する経費 等
- ④商品券等の購入代金やイベント等における賞金
- ⑤個人の所有と区別できない経費
- ⑥事業の再委託、事業全体の委託等の委託料
- ⑦領収書等がなく、支出根拠が確認できない経費
- ⑧その他、事業を実施するための経費として適切でないと認める経費

6. 申請に関する説明会等

(1)市民団体活動支援補助金の申請に関する説明会

市民団体活動支援補助金の制度概要や申請書の書き方等に関する説明を行います。なお、説明会への参加は必須ではありません。

日時	場所
2月20日(火)15時~16時	白井市役所3階 301会議室

団体からの要請により出前説明会も受付しますのでご連絡ください。

(2)市民団体活動支援補助金に関する事前の申請相談

市民活動支援課にて補助金申請に関する団体からの事前相談を随時お受けしています。 補助金の申請を希望する団体は、必ず事前にご相談ください。 ご相談をスムーズにお受けするため、事前に電話でのお申込みをお勧めいたします。

7. 申請書類の提出

P10の「申請書類の作成・提出の確認ポイント」を確認して、申請書類を作成してください。

(1)提出書類

	提出書類	書式
	①白井市市民団体活動支援補助金応募申請書	
	②事業計画書	指定様式
	③収支予算計画書	1日人二十八
	④団体概要書	
必須	⑤見積書(印刷製本費・委託料・備品購入費のみ)	
	⑥団体の定款・規約・会則のいずれか	
	⑦会員名簿	任意様式
	⑧平成28年度の事業報告書 (平成29年度設立団体は事業計画書)	
	⑨平成 28 年度の収支決算書 (平成 29 年度設立団体は予算計画書)	
任意	⑩補足資料 会報や写真など活動内容がわかるものをA4サイズ5枚まで(両面可)	任意様式

①から④の申請書類は、市のホームページの「市民団体活動支援補助金」から様式をダウンロードできます。

申請書類の提出前にあたっての注意点

- ・申請書類を「申請書類の作成・提出の確認ポイント」(P10)で確認してください。
- ・書類提出時に市民活動支援課にて申請書類の内容をお尋ねし、**申請資格を満たしているかの確認**を行いますが、その際お時間がかかることがあります。
- ・**書類に不備があった場合、修正をお願いすることがあります**ので、あらかじめ ご了承ください。
- ・提出書類はお返しできませんので、**必ずコピー**を取って保管してください。

(2)申請期間

平成30年2月15日(木)から平成30年3月20日(火)

※申請期間後の提出は受け付けられませんので、ご注意ください。

(3)提出方法と提出先

<u>白井市役所市民経済部市民活動支援課</u>(市役所2階)まで<u>直接</u>ご提出ください。 (土日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

8. 審査方法

白井市市民活動推進委員会による審査会にて審査を行います。

く構成メンバー>

学識経験を有する人(2人)、公共的団体などの代表者(2人)、公募市民(2人)

<審査方法>

書類審査と公開プレゼンテーションを踏まえ、総合的に審査を行います。

書類審査

団体からの申請書類に基づき、書類審査を行います。

公開プレゼンテーション

団体より申請事業について説明(発表)を行い、その後に審査委員との質疑応答を行います。



公開プレゼンテーション終了後に、審査会を開催し、審査委員が審査基準に 基づき総合的に審査を行います。

※審査会は審査を公正かつ円滑に行うため非公開とします。

9. 審査内容

審査は申請書類と公開プレゼンテーションの内容を総合的に下記の**審査項目と** 採点区分により点数化して行います。 活動促進型と活動発展型は、審査項目と配点 が異なります。

審査委員が申請団体の構成員になっている場合は、審査の公平性を期すため審査に加わらないこととします。

(1)審査項目と配点

審査	審査ポイント		活動促進型		活動発展型	
項目			配点	審査	配点	
必要性	白井市の社会状況を踏まえ、市民ニーズや地域課 題を捉えたものであるか。	0	5	0	5	
公益性	事業が多くの市民や広範囲な地域に利益として 還元されるか。	0	10	0	10	
実現性	事業が着実に実施できる方法、予算、スケジュール、体制として事業計画が立案されているか。	0	5	0	5	
自立性	補助金だけに頼らず自己努力による財源確保に 努めているか。	0	5	0	5	
自発性	事業に取り組もうとする姿勢に熱意や意気込み 等の自発性が感じられるか。	0	5	0	5	
事業効果	事業実施により地域の課題解決に効果が見込めるか。	×		0	10	
	合計点数	5項目	30	6項目	40	

(2)採点区分と点数

採点区分	非常に 優れている	優れている	やや 優れている	どちらとも いえない	やや 劣っている	劣っている
点数	5点	4点	3点	2点	1点	O点

※公益性、事業効果の配点は、上記の採点区分から点数を2倍して求めます。

(3)採択方法と基準

- 審査委員が採点した**合計点数の平均点を算出して順位付け**を行います。
- 2 採択基準点未満の団体を採択候補団体から除きます。

採択基準点:活動促進型15点 活動発展型 24点

- **3** 採択基準点を満たしている団体で**平均点数の高い団体から採択**します。
 - ・予算の範囲内での補助金交付のため、採点基準点を満たしていても採択されない場合があります。
 - 審査結果によっては、条件付きの採択や申請額より減額されて採択となる場合があります。
 - ※採択は平成30年度の当補助金の予算の議決が前提となります。
- 4 審査委員会の審査結果を尊重し、市長が申請事業の採択・不採択を決定します。

10. 公開プレゼンテーション

(1)日程など

日程: 平成30年4月25日(水) 時間は、3月下旬に決定します。

公開プレゼンテーションの時間等の詳細は、申請締め切り後に別途通知 します。団体からの希望時

間等への対応はしかねますので、予めご了承ください。

場所:白井市文化センター 2階 研修室1

欠席の場合は、審査を受けることができません。

(2)公開プレゼンテーションの内容

公開プレゼンテーションは、申請事業についての熱い思いを審査委員に直接伝えるチャンスの場ですので、前もって準備をして臨んでください。

事業の説明 <5分>

P6の審査項目と審査ポイントを参考に事業内容を説明しPRしてください。プレゼンテーションの方法は自由です。パワーポイントによる説明も受付します。説明人数は3名以内とします。

質疑応答 <約7分>

審査委員から申請書類の記載内容や発表内容等について質疑がありますので、簡潔・明瞭にお答えください。

11. 審査結果の通知

審査結果は、採否に関わらず**全ての申請団体に文書にて通知**するとともに、団体名、事業名、事業概要、補助申請金額、交付決定金額等を**市のホームページ等 に掲載**します。なお、通知は**5月中旬**に行います。

12. 補助金の手続きと報告

補助金の手続きや注意点、補助事業の実施等の詳細について「補助金交付に関する説明会」を開催しますので、採択団体は出席してください。日時・場所は採択団体に通知します。

<採択事業実施前>

交付申請書の提出

採択団体は、交付申請書を提出してください。この申請に基づき補助金の交付 を決定します。

交付決定通知書の通知

補助金の交付が決定すると交付決定通知書により、採択団体に通知します。

交付請求書の提出

交付請求書を提出してください。この請求に基づき団体の口座に補助金を入金します。

く採択事業実施中>

中間ヒアリングの実施

10月頃に上半期の採択事業の進捗状況や補助金の活用状況等を市民活動支援課職員よりヒアリングさせていただきます。

採択された事業を変更、中止する場合

採択された事業の内容は原則として変更できません。やむを得ない事情により 事業内容を変更、中止する場合は、書面による事前の届出が必要になります。

補助の取り消し

偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときやその他、規定に違反があったときは、補助決定の一部または全部を取り消し、補助金の返金を求める場合があります。

<採択事業実施後>

実施報告書の提出

事業終了後、平成31年4月頃に実施報告書を提出してください。提出いただいた実施報告書に基づき補助金額を確定します。

補助金清算

事業が申請どおり実施されなかった場合は、補助金を返還していただきます。

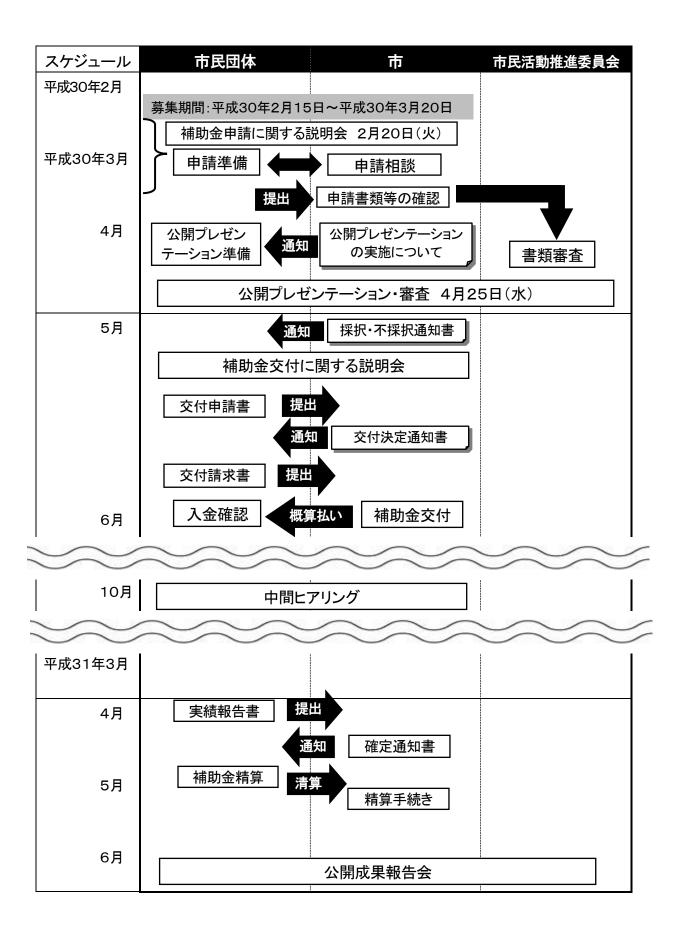
公開成果報告会での報告

事業終了後、採択団体は市民活動推進委員会(平成31年6月頃開催予定)に て公開により事業の成果報告をしていただきます。

13. 情報公開

補助金制度の公平性・透明性を図るため、**補助金申請から事業報告までの書類** 等については、個人情報にかかる部分を除き、<u>原則情報公開の対象</u>となります。

14. 補助金手続きの流れ



15. 申請書類の作成・提出の確認ポイント

補助金の申請書類の作成・提出にあたり、下記のポイントを確認し作成してください。

申請書類名	確認ポイント	チェック欄
	申請できる対象団体、補助対象となる事業、団体要件等を確認しましたか?	
	事業概要が簡潔明瞭に記入されていますか?	
事 光 乳元(書)	審査項目と審査ポイント (P6参照) を確認のうえ記入 されていますか?	
事業計画書	申請事業の内容のみが記入されていますか? 他の事業が混在していませんか?	
	記入もれはありませんか?	
	申請事業にかかる予算のみが記入されていますか? 他の事業が混在していませんか?	
	収入の「市民団体活動支援補助金」の予算額は、P2 の「補助金の計算方法」に基づき記入していますか?	
収支予算	補助対象となる経費と支出の費目 (P3参照) に沿って 記入されていますか?	
計画書	補助対象となる経費とならない経費 (P3参照) の区分に分けて記入していますか?	
	「内訳」の欄の「収入内容」と「支出内容」、「積算根拠」を具体的に記入していますか?	
	「収入合計」と「支出合計」が同額となっていますか?	
	団体名、氏名、住所、電話番号などが正しく記入されていますか?	
 団体概要書	事業担当者連絡先は、郵便物が届く住所が記入されていますか?	
	構成員数の市内、市外の内訳が記入されていますか?	
	主な活動実績が明確に記入されていますか?	
	必要な提出書類 (P4参照) が一式そろっていますか?	